

平成28年2月23日

答申第676号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、受信料の未収額に係る平成26年3月25日の衆議院総務委員会におけるNHK理事の答弁について、「過去の決算書とまったくリンクしない『虚偽』の金額を国会で答弁した経緯が分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

NHKは、平成26年3月25日の衆議院総務委員会において虚偽の説明は行っていないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、NHKの事業年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる1年間と定められており、第1年度に収納できなかった受信料債権は「受信料未収金」として翌年度に繰り越し、第2年度末になっても収納できなかった受信料未収金は、会計上簿外処理される。そして新たな年度の受信料未収金が計上される。つまり、事業収支予算・決算では、2か年で受信料債権を管理している。一方、平成26年3月25日の衆議院総務委員会におけるNHK理事の答弁は、個々の受信者との間に結んだ受信契約に基づいて未収期間が1年以上の受信料額、すなわち「未収額」についての説明であり、これは3年目以降も個別の契約者ごとに管理している。従って、決算書に記載のある「受信料未収金」と答弁で説明した「未収額」は、管理期間が異なり整合することはない。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

#### 4 審議の経過

平成28年2月23日（第234回審議委員会）

第690号諮問、審議、答申